

令和7年3月31日退職予定の方へ

～任意継続組合員制度について～

退職後は、現職時の組合員証等を使用することはできません。退職後に再就職して勤務先の医療保険制度（健康保険・共済組合）が適用される場合を除き、次の表のいずれかの医療保険制度に加入する手続きが必要となります。

表：退職後の医療保険制度の概要（再就職先で医療保険制度が適用される場合を除く。）

医療保険制度	国民健康保険	任意継続組合員制度 （最長で2年間加入できる）	家族の医療保険制度 （健康保険・共済組合）の被扶養者
掛金 （保険料）	前年の収入、世帯人員数を基に算出（市区町村により異なる）	労使折半ではなくするため最大で退職時の2倍	被扶養者となるため負担なし
窓口	住所地の市区町村の国民健康保険担当窓口	当支部（福利係）	家族が加入している医療保険制度の運営団体
その他	被扶養者制度がないため、これまで被扶養者であった家族の保険料を世帯主が負担する。	被扶養者制度については退職前と同じ加入手続きについては後述	年金も収入に含まれる。 被扶養者になるための要件については、事前確認が必要

任意継続組合員制度とは

組合員期間*1が退職日まで引き続き1年と1日以上あった方が、申出により、退職後も引き続き2年間を限度として、医療給付等の短期給付と福祉事業の一部*2の適用を受けることができる医療保険制度*3です。申出により途中で脱退することもできます。再就職して勤務先の医療保険制度が適用される場合は、任意継続組合員制度には加入できません。

*1 他の公務員共済組合の組合員期間は含みますが、前に加入していた任意継続組合員期間や国民健康保険の被保険者期間は含みません。

*2 人間ドックの健診費用等の補助は利用できません。その他福祉事業の詳細は、支部ホームページでご確認ください。

*3 在職中とは異なり、任意継続組合員制度は、医療保険制度のみが継続です。**年金については、20歳以上60歳未満の方（被扶養配偶者を含む。）は、国民年金へ加入する必要があります**ので、住所地の市区町村の国民年金担当窓口で手続きをしてください。

加入手続きについて

①任意継続組合員申出書の提出

※所属所長の証明が必要です。

②共済から自宅宛てに

掛金決定通知書を送付

③掛金の納入

退職日を含めて20日以内

退職日を含めて20日以内（例：年度末退職の場合は4月19日まで）に、共済組合へ「任意継続組合員申出書」の提出と掛金の納入をする必要があります。ただし、年度末退職予定者については、下表のスケジュールにより、退職前から加入申出の事前受付を行います（いずれも資格取得日は4月1日となります。）。

なお、再就職を希望されている方は、採用の状況が明らかになった段階で加入手続きをしてください。再就職（勤務先の医療保険制度の適用）が決まり、加入申出の取下げが生じた場合、払い込まれた掛金の返金に期間を要しますので、ご承知おきください。

表：令和6年度末退職予定者の加入申出事前受付スケジュール（納入方法別）

掛金の納入方法	受付	①申出書の提出期限	②掛金額等の通知（予定）	③掛金の口座振替日	④資格確認書等※の交付（予定）
口座振替	第1回	2月12日（水）	2月末	3月12日（水）	4月1日（火）
	第2回	2月19日（水）	3月上旬	3月19日（水）	4月7日（月）
	第3回	3月3日（月）	3月下旬	4月1日（火）	4月14日（月）
掛金の納入方法	受付	①申出書の提出期限	②掛金額等の通知（予定）	③掛金の振込期間	④資格確認書等※の交付（予定）
振込	第1回	2月17日（月）	2月末	3月1日（土）～15日（土）	4月1日（火）
	第2回	2月28日（金）	3月中旬	3月16日（日）～31日（月）	4月7日（月）
	第3回	3月19日（水）	3月末	4月1日（火）～9日（水）	4月14日（月）

※ 任意継続組合員申出書の資格確認書発行要否欄において申請した方のみ資格確認書を交付します。

なお、資格情報のお知らせはマイナ保険証の保有の有無に関わらず、すべての組合員及び被扶養者に交付します。

事前受付（左表）の申出書提出（①）の最終期限（3月19日）以降も
4月19日（土）までは加入手続きは可能ですが、その場合、申出書の提出前に共済組合へ連絡してください。
【振込のみ対応】



掛金(保険料)について

掛金額(保険料)

雇用主負担がなくなることから全額自己負担となるため、掛金額は最大で退職時の2倍になります。

介護掛金は、国内に住所を有する40歳以上65歳未満の方のみ必要です。

掛金額の算出方法は、次の計算式のとおりです。

短期掛金(月額) = 退職時の標準報酬月額(上限額380,000円) × 短期掛金率

介護掛金(月額) = 退職時の標準報酬月額(上限額380,000円) × 介護掛金率

加入時に納入すべき1年目(令和7年度)の掛金額は、加入手続書類提出後にお知らせします。

※1 各掛金率は年度ごと(毎年2月頃)に決定します(令和7年度の率が決定後、支部ホームページに掛金早見表を掲載します。)

【参考】令和6年度の掛金率 短期:1,000分の93.20 介護:1,000分の15.92

※2 2年目の任意継続掛金額は、年度ごとの掛金率に変更はあるものの、前年から極端な変動はありません。一方、国民健康保険料(税)は、前年の収入が少ない場合、任意継続より保険料が少なくなる傾向にあるため、1年で任意継続組合員制度を脱退して、国民健康保険へ加入する方もいます。国民健康保険料(税)の試算は、住所地の市区町村の国民健康保険担当窓口へお問い合わせください。

掛金の払込方法

①年一括払い ②半期払い(2回払い) ③月払い(前月払い) のいずれかを選択できます。

①・②については、前納による掛金額の割引制度があり、途中で脱退した場合は、未経過月分の掛金は還付します。③月払いを選択した場合、毎月、所定の期日までに納入されないときは脱退となることから(実際に失念により脱退となる方がいます。)、加入者の多くが割引制度もある①を選択しています。

※ 納入方法は、口座振替と振込のいずれかを選択できます。口座振替は、ゆうちょ銀行に口座を開いている方のみが選択できますが、申出の時期によっては、振込をお願いすることがあります。

任意継続組合員資格取得後について

掛金の納入を確認後、公立学校共済組合鹿児島支部から送付するものは以下のとおりです。

マイナ保険証の有無	有	無(申出書の「資格確認書発行要否欄」にチェックした者)
自宅へ送付	① 資格情報のお知らせ ※ マイナ保険証に対応していない医療機関等で受診する際にマイナ保険証と併せて提示してください。	① 資格情報のお知らせ ② 資格確認書 ※ 資格確認書の交付対象は以下に該当する場合に限りします。 ・ マイナバーカードを取得していない者、マイナバーカードの返納者 ・ マイナバーカードを保有しているが健康保険証利用登録を行っていない者、利用登録解除を申請した者、利用登録解除者 ・ マイナバーカードの電子申請書の有効期限切れの者 ・ マイナ保険証での受診が困難で介助者等の第三者が同行して資格確認を補助する必要がある要配慮者

※ マイナ保険証を保有しており、オンライン資格確認を受けることができる状況にある場合は、資格確認書の交付対象となりません。

Q & A (よくある質問)

国民健康保険と
どちらがお得？

お住まいや前年の収入等、状況によって異なります。任意継続掛金については、支部ホームページに掲載(2月に掲載)の早見表でご確認ください。国民健康保険の保険料は、お住まいの市町村の窓口にお問合せください。

任意継続は
途中で辞められるの？

最長2年間の加入期間ですが、申出により途中で脱退することもできます。喪失に係る手続の詳細については、支部ホームページをご覧ください。

マイナ保険証はあるけど
資格確認書を発行してほしい

マイナ保険証を保有しており、オンライン資格確認を受けることができる状況にある場合は、資格確認書の交付対象となりません。資格確認書の交付を希望される場合には、マイナ保険証の利用登録の解除申請を行ってください。

家族も引き続き
任意継続に加入できる？

退職日現在、共済組合の認定を受けている被扶養者に限り、継続して扶養を認定することができます。申出書に該当者名を記入し、継続認定欄に○をつけてください。

【任意継続に関するお問合せ】

公立学校共済組合鹿児島支部 福利係
TEL : 099-286-5217 FAX : 099-286-5663
<https://www.kouritu.or.jp/kagoshima/>

「組合員専用」ページに動画を掲載しています。ぜひご利用ください。

